

10月から、皆さん一人ひとりに、マイナンバー(個人番号)が通知されます

マイナンバー制度は、安全・安心な仕組みです！

マイナンバー
キャラクター
「マイナちゃん」



マイナンバー制度の安全・安心を確保するため、マイナンバーを含む特定個人情報が厳重に管理されるように、次のような仕組みが整えられています。

○本当に安全？ どんな仕組みになっているの？

① 制度面での保護の仕組み

- ▼法律の規定によるものを除き、特定個人情報の収集や保管を禁止しています。
- ▼なりすまし防止のため、マイナンバーを収集する際には厳格な本人確認が義務付けられています。
- ▼マイナンバーが適切に管理されているかを、特定個人情報保護委員会という第三者機関が監視・監督します。
- ▼国や地方自治体等に、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられています。
- ▼従来に比べて罰則が強化されています。

② システム面での保護の仕組み

- ▼個人情報是一元管理せず、各機関で分散管理し、芋づる式の情報漏えいを防ぎます。
- ▼アクセス制御により、特定個人情報へアクセスできる人を制限・管理します。
- ▼各機関との情報のやりとりは、マイナンバーを直接用いず、符号を用いて行われ、通信は暗号化されます。

③ マイナポータル(情報提供等記録開示システム)

マイナンバーを含む自分の個人情報がいつ、誰に、どのように利用されたのか、不正・不適切な照会・提供が行われていないかを自宅のパソコン等から確認できるシステムです(平成29年1月から利用開始予定)。

○法人には法人番号が通知されます

10月から、法人※には1法人に1つの法人番号(13桁)が指定され、登記上の所在地に通知されます。法人番号は、特段の手続きを要することなく指定されます。

また、インターネット(国税庁法人番号公表サイト)を通じて、法人番号が指定された法人の名称・所在地・法人番号が公表されます。法人番号は、個人番号と異なり利用範囲に制約がなく、インターネットによる公表を通じてどなたでも自由に利用可能です。

※株式会社などの「設立登記法人」のほか、「国の機関」「地方公共団体」「その他の法人や団体」に、法人番号が指定されます。法人の支店・事業所等や個人事業者の方には指定されません。

○問い合わせ

コールセンター(全国共通ナビダイヤル ☎0570-20-0178)、総務課総務法制担当(☎282-1711 内線1313)
※詳細は、内閣官房ホームページ(社会保障・税番号制度 <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>)をご覧ください。